

牛海綿状脳症(BSE)対策の比較

参考資料6

		日本	EU	米国(今後)		カナダ
				現在	今後	
検査	と畜場	全頭	30ヶ月齢以上の全ての牛(注) (仏、独、西は24ヶ月以上)	一部を抽出検査 (2003年で高リスク牛を 約2万頭検査)	同左 (検査頭数を2倍にする予定)	症状牛を抽出検査
	死亡牛	24ヶ月齢以上	24ヶ月齢以上の全ての牛			30ヶ月齢以上の死亡牛の一部
特定危険部位		以下の部位の除去・焼却 ・全ての牛の 頭部 せき髄 せき柱(2月から) 回腸遠位部	以下の部位の除去・焼却 ・12ヶ月齢以上の牛の 頭部 せき髄 せき柱 ・全ての牛の腸全体	除去・焼却していない	以下の部位の除去 ・30ヶ月齢以上の牛の 頭蓋、脳、三叉神経節、眼 せき髄 せき柱、背根神経節 ・全ての牛の腸全体及び扁桃	以下の部位の除去 ・30ヶ月齢以上の牛の 頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃 せき髄 背根神経節 ・全ての牛の腸全体
肉骨粉	輸入	全ての国からの輸入禁止	発生国からの輸入禁止	発生国からの輸入禁止	同左	発生国からの輸入禁止
	飼料利用	動物から反すう動物(牛、 羊、山羊など)への給与禁止	動物から動物への給与禁止	反すう動物から反すう動 物への給与禁止	同左	反すう動物から反すう動物への給 与禁止
	その他	国内肉骨粉は全て焼却	国内肉骨粉は全て焼却			
トレーサビリティ		制度化(15年12月から実施)	実施中	原産表示の義務化を 予定(2005年)	個体識別制度の導入(時期及 び内容は検討中)	個体識別のみ実施(生年月日や移 動記録等のデータベース化なし)
その他					・全ての歩行困難な牛の食用 禁止 ・BSE検査陰性が確認されるま で流通停止 ・先進的回収肉の規制強化	

(参考) 米国・カナダの日本産牛肉の取扱い: BSEを理由に輸入禁止

(注) 英国は30ヶ月齢以上の牛を食用に供していない。